

(別 紙)

大規模小売店舗立地法に係る計画書及び届出書の提出について

大規模小売店舗立地法に係る計画書及び届出書（以下「届出書等」という。）の提出について、令和6(2024)年1月以降は、電子データも併せて提出いただきますよう、お願いいたします。なお、電子データの提出につきましては、以下の点に御注意願います。

1. 電子データの提出について

(1)ファイル形式について

P D Fでの提出をお願いいたします。なお、登記簿謄本を除き、紙媒体の書類をP D Fデータに変換しての提出はお控えください。

(2)データファイルについて

以下の項目ごとに データファイルを分けて提出願います。

タイトルは以下の『』のとおりとし、修正等により再提出する場合は末尾に『_v02』を追記してください。

A.店舗の概要に関する書類：『店舗名称_計画書・届出書_010 届出概要』

関係各課等との協議結果（届出書のみ）：『店舗名称_届出書_011 協議結果』

B.交通関係：『店舗名称_計画書・届出書_020 交通関係』

C.騒音関係：『店舗名称_計画書・届出書_030 騒音関係』

D.その他：『店舗名称_計画書・届出書_040 登記簿謄本等』

(3)ファイルサイズについて

届出書等 1 件あたり、50 メガバイト以内としてください。

(4)提出先について

鹿沼市 経済部 産業振興課 商工振興係

メールアドレス：sangyou@city.kanuma.lg.jp

2. 紙の提出部数について

計画書及び届出書の紙の提出部数は以下のとおりです。

条文 書類	第 5 条第 1 項	第 6 条第 2 項 附則第 5 条第 1 項	第 6 条第 1 項
計画書	3 部	3 部	—
届出書	1 部	1 部	電子データのみ

※その他届出書や、審議会案件の場合は、別途ご相談ください